

姫路市文化コンベンションセンター及びキャストィ21公園

指定管理者募集要項

令和7年7月

姫路市観光経済局観光コンベンション室

姫路市文化コンベンションセンター及びキャストィ21公園の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称及び設置目的

ア 姫路市文化コンベンションセンター（以下「センター」という。）

多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他の催事の開催により、文化芸術による市民文化の振興並びに都市の魅力創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図り、もってまちの賑わい及び感動の創出並びに地域経済の活性化に寄与する。

イ キャスティ21公園（以下「公園」という。）

姫路駅方面からセンターを結ぶ園路、多目的広場、芝生の丘、憩いの森等を整備することにより、多くの人が集まる「にぎわい」、「出会い」、「憩い」の3つの空間を創出する。

(2) 所在地

姫路市神屋町143番地2 他

(3) 設置年月

2021年4月

(4) 施設概要

敷地面積	36,423.08 m ²
建築面積	17,078.88 m ² (建ぺい率 46.90%)
延床面積	28,876.70 m ² (容積率 77.50%)
構造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地下1階・地上5階・塔屋1階
高さ	34,580mm
ホール	大ホール(2,010席)、中ホール(693席)、小ホール(164席)
スタジオ	メインスタジオ：250 m ² (1室)、大：140 m ² (1室)、中：70 m ² (2室)、小：17 m ² (3室)
展示場	展示場：約4,000 m ² (3分割可)、 屋外展示場(にぎわい広場)：約1,600 m ²
会議室	大会議室：230 m ² (3室) (3室一体利用可)、 中会議室：80 m ² (4室) (401-403会議室3室一体利用可)、 特別会議室：80 m ² (1室)、小会議室：35 m ² (2室)

(5) 付帯施設

ア 一般駐車場 381台 (うち障害者優先7台)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総利用台数	108,831台	119,509台	113,506台

イ 関係者用駐車場(西側1) 15台 (うち障害者優先2台)

ウ 関係者用駐車場(西側2) 12台

(6) 施設全体の利用者数（直近3か年度）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	427,479人	517,330人	511,853人

(7) 施設の利用状況（直近3か年度）

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
大ホール	利用者数	206,683人	173,736人	198,362人
	日稼働率	71.1%	58.8%	65.9%
中ホール	利用者数	44,253人	57,073人	54,994人
	日稼働率	59.3%	63.1%	69.2%
小ホール	利用者数	12,876人	13,322人	13,855人
	日稼働率	51.2%	51.2%	59.9%
会議室 (全10室)	利用者数	30,275人	35,325人	44,947人
	日稼働率	43.9%	49.1%	57.1%
展示場	利用者数	95,700人	189,810人	138,989人
	日稼働率	57.4%	54.3%	65.8%
スタジオ (全6室)	利用者数	34,062人	43,385人	55,656人
	日稼働率	87.8%	94.7%	96.9%

(8) 過去3か年度及び令和7年度の運営経費

（別表1）姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ21公園収支決算書のとおり

(9) その他

ア 帰宅困難者対策拠点の指定

センターは、交通機能の停止により、速やかに帰宅できない姫路駅帰宅困難者等に対し、一時滞在施設として提供する帰宅困難者対策拠点に指定されています。また、広域防災拠点が担う緊急物資、復旧資機材の集積・配送機能を補完するなど、一定の防災機能を有する施設としての役割も担っています。

イ センター管理計画の策定

本市では、センターの今後の改修・更新費用や維持管理経費を見込み、将来にわたって公共サービスが提供できるよう、総合的かつ計画的な管理の推進、財政負担の軽減・平準化に取り組むため、指定管理者には、施設保全計画の策定などに向けて積極的な協力を要請します。

2 管理の基準

(1) センター

利用時間	午前9時00分から午後10時00分まで。駐車場の入庫時間は午前7時00分から午後10時00分までとし、出庫時間は終日。 ただし、市長が必要と認める場合は、変更することができる。
休館日	12月29日から翌年1月3日まで。ただし、市長が必要と認

	める場合は、センターを臨時に休館し、又は開館することができる。
使用許可及び使用の制限	姫路市文化コンベンションセンター条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、使用許可及び使用の制限を行ってください。

ただし、兵庫県立はりま姫路総合医療センターへの通行人に配慮して、休館日を除き、午前7時30分に建物の東西2階の入口のみを開錠すること。

(2) 公園

利用時間	常時利用可能（行為許可時等の例外を除く。）
休館日	年中無休（ただし、工事等で一部使用できない場合がある。）
使用許可及び使用の制限	姫路市立公園条例第4条及び第7条の規定に基づき、行為許可及び使用の制限を行ってください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- ・ 条例第3条に掲げる事業を行うこと。
- ・ 使用許可に関すること。
- ・ 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- ・ 施設及び設備の維持管理を行うこと。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、センター及び公園の管理に関し、市長が必要と認めること。

※ 詳細については、別紙「姫路市文化コンベンションセンター指定管理者業務仕様書」「キャストィ21公園指定管理者業務仕様書」（以下これらを「仕様書」という。）を参照のこと。

4 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、自らの発案によりセンター及び公園を活用して任意に事業（以下「自主事業」という。）を提案することができます。自主事業を提案する場合は、別途、「姫路市文化コンベンションセンター及びキャストィ21公園自主事業に関する事業計画書」（様式第3号）を提出してください。

また、自主事業の内容によっては、施設の占有使用が行政財産の目的外使用となることから、市に対し、別途使用許可の申請を行うとともに、行政財産目的外使用料の支払いが必要となります。

(2) 自主事業収益

自主事業で見込まれる収益を、指定管理料の提案額の低減に反映させることができます。この場合は、「姫路市文化コンベンションセンター及びキャストィ21公園指定管理業務収支予算書」（様式第2号-2）において指定管理料以外の収入（自主事業収益）として計上してください。

(3) 自主事業における市内業者の活用

自主事業の実施に要する業務（設営、運営、出演、広報等）については、姫路市内の

企業や事業者を優先して利用することに努めてください。

(4) 市が提案を求める自主事業

以下の事項については、その内容及び運営方法について事業提案をしてください。

事項	備考
カフェ	厨房に設置する調理機器や食器等は、指定管理者が準備してください。なお、給排水の迎え及び基準S P等の設置以外は、スケルトン対応としています。 なお、大ホールホワイエに設置しているバーカウンターは、利用者の求めに応じて出店することができます。
コピー、FAXサービス	コピー機をはじめとした備品及びコピー用紙は、指定管理者が準備してください。
センター内自販機	電気代については、指定管理者が負担してください。
文化芸術育成連携事業	本市の文化芸術の拠点であるセンターの指定管理者として、芸術文化への関心、理解を深めていく事業を、中長期的な視点により展開することができます。 ※ 詳細については、仕様書を参照のこと。
MICEステークホルダー連携事業	本市のMICE推進の拠点であるセンターの指定管理者として、MICE開催に係る市内への経済波及効果が一層高められる事業を、中長期的な視点により展開することができます。 ※ 詳細については、仕様書を参照のこと。

(5) その他

提案された自主事業は、指定管理者の指定後、実施の承認、不承認及び条件等を指示するものとします。

5 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち清掃、警備等の事実上の業務を第三者へ再委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。また、条例で定めるところにより行う行政処分（使用許可等）に係る業務についても再委託できません。

事実上の業務の再委託は、「10 申請者の資格等」の欠格事由に該当しない者に対して行ってください。また、再委託するに当たっては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行うこととし、暴力団員又は暴力団関係事業者に関連する契約の相手方としないために必要な措置を講じてください。

6 市内の産業振興や雇用の確保への配慮

甲は乙に対して、管理運営業務の再委託及び請負先や物品の調達等において、市内業者への発注を原則とすることや、乙が実施する自主事業に係る業務は市内業者へ優先発注することに努めるなど、センターの指定管理業務が市内の産業振興に貢献することを要請します。

また、乙は、センターの管理運営にあたり、再委託及び請負先を含めた従業員について、

市内居住者の雇用に努めるなど、市内経済の活性化に寄与することを要請します。

さらに、乙が提案することができる自主事業「MICEステークホルダー連携事業」や中心市街地商店街等との連携により、地域への経済波及効果を高める取組を展開してください。

7 指定の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日までとします。

ただし、指定管理者が市の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

なお、姫路市文化コンベンションセンターについては、指定期間中に市が施設状況の調査を行うことを予定しており、調査結果によっては休館を伴う改修を行う可能性があります。応募に当たっては、休館等を考慮せず提案してください。改修計画の詳細が決まり次第、工事期間中の業務内容・指定管理料について市と指定管理者で協議するものとします。

8 利用料金

(1) 利用料金制度

ア センター（駐車場を含む。）

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を適用します。

イ 公園

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度は、適用しません。

(2) 指定管理者は、条例第13条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は第14条ただし書きの規定により利用料金を還付することができます。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を協定に定めるところにより新たな指定管理者又は姫路市に引き継ぐこととします。

9 指定管理に関する経費

(1) 指定管理に関する経費の財源

センターの管理に要する経費は、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業収益等の収入によって賄うこととします。

(2) 指定管理料

市が支払う指定管理料には、人件費、施設管理費（光熱水費、清掃、設備点検、警備、樹木剪定等に係る経費及び修繕費（センター：1件あたり60万円未満、公園：1件あたり20万円未満））及び事務費等が含まれます。原則として指定管理料の精算は行いませんが、指定管理者の指定後における物価変動に伴う経費の増減や、社会経済情勢の急激な変化など特別の事情があると市が認める場合は、双方協議の上、指定管理料を変更します。センターの床面積と、姫路市内における申請者の現在の事業所の床面積を合

算して1,000㎡を超える場合等に、地方税法に定める事業所税を課税される場合があります（詳しくは、姫路市市民税課 Ⅱ：079-221-2265へお問い合わせください。）。

また、市が指定管理者に支払う指定管理料は、提案された収支予算書をもとに年度ごとの予算の範囲内で協定により決定します。支払時期や方法についても協定で定めま

す。
なお、指定管理料については、全指定期間一律10%の消費税を見込んで提案してください。指定期間中に、消費税が増税となった場合は、収支予算書（様式第2号-2）に基づく指定管理料（提案額）とは別に、年度ごとに締結する協定で金額を定めます。

(3) 指定管理料の提案

指定管理料は、（別表1）姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ21公園収支決算書を参考に提案を行ってください。

ただし、下表に定める基準額の累計を上限とします。上限額を超えて、指定管理料の提案を行った場合は失格となります。

なお、物価変動に伴う経費の増減については、毎年の物価変動状況に応じて双方協議の上、指定管理料の変更を行うため、指定管理料には指定後の物価変動を考慮せず提案してください。また、物価変動に伴う経費に係る双方協議を行う際に必要となるため、提案する指定管理料の積算内訳を示していただきますようお願いします。

上限額	237,000千円/年平均（消費税及び地方消費税含む）
-----	-----------------------------

(4) キャッシュレス決済に要する経費

ア 姫路市公共施設予約システムによるオンライン決済

センターでは、姫路市公共施設予約システムを導入し、クレジットカードによるオンライン決済ができる仕組みとなっています。本システムによるオンライン決済を行った場合は、手数料を差し引いた使用料等が決済代行業者から指定管理者の口座に振り込まれ、年度末に市から手数料相当額を指定管理者に支払います。

提案する指定管理料には、手数料は含まないでください。

イ その他キャッシュレス決済

センターでは、使用料等をクレジットカード、電子マネーおよびQRコード等で支払うことができるキャッシュレス決済を導入しています。キャッシュレス決済機器保守料は市が直接負担します（自主事業は除く。）が、それ以外の決済手数料及び保守料等の経費は乙の負担とします。

提案する指定管理料には、保守料及び手数料を含めてください。

10 申請者の資格等

(1) 資格

次の要件を満たすことが必要です。

ア 団体（共同事業体等のグループを含む。）であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。

イ 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要性が生じた場合等の緊急時に、迅速な対応がとれる体制を有する団体であること。

(2) 欠格事由（団体又はその代表者）

団体又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ア 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 本市において地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者
- カ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定に基づく指名停止を受けている者
- キ 法人にあつては当該法人の、法人以外の場合にあつては代表者の市税及び国税を滞納している者
- ク 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を開始している者

(3) 欠格事由（その他）

団体の代表者等（法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- イ 暴力団員を使用した場合
- ウ 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- エ 暴力団員と密接な交際等を有している場合

(4) 共同事業体を含む、複数の法人等で構成されるグループ（以下「JV」という。）の場合の条件

JVによる応募の場合は、上記の(1)～(3)の条件に併せて、次の事項について留意してください。

- ア JVを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこと。
- イ JVの構成団体は、単独での応募はできない。また同時に他のJVの構成団体となることはできない。
- ウ 代表となる法人等及びJVを構成する法人等の変更は原則として認めない。
- エ JVを構成する各構成団体のいずれかが上記(2)又は(3)に該当する場合は応募することができない。

11 リスク分担

市と指定管理者間のリスク分担については、以下の表のとおりとします。ただし、下表に定める事項で疑義がある場合又は下表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合

は、市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

【リスク分担表】

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
賃金水準変動	賃金水準変動に伴う人件費の増加又は収入の減少		○
税制・法令・制度の改正	税制・法令・制度の改正による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
資金の調達	資金の調達が出来なくなったことによる管理業務の中断等		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設、設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の修繕・保全、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設、設備の損傷に伴う修繕等の費用の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設、設備の損傷に伴う修繕等の費用で、センター：1件60万円以上、公園：1件20万円以上のもの（市の予算の範囲内で可能なもの）	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設、設備の損傷に伴う修繕等の費用で、センター：1件60万円未満、公園：1件20万円未満のもの		○
	施設の効用等を高めるために指定管理者の提案によって実施する修繕等の費用		○
	経年劣化による備品の更新（市の予算の範囲内で可能なもの）	○	
	指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設、設備の修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得、更新されないことによる事業の中止、延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得、更新されないことによる事業の中止、延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議事項	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

12 申請書類

	申請書類	様式	申請単位		部数
			単独	J V	
1	姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ 21 公園指定管理者指定申請書	第 1 号	○	—	原本
		第 1 号-2	—	○	原本
2	姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ 21 公園指定管理者事業計画書	第 2 号-1	○	○	原本+10 部
3	姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ 21 公園指定管理業務収支予算書 ※積算内訳を別紙(様式は自由。ただし、用紙は A 4 縦で横書き)に示すこと ※センターのみ、公園のみの収支予算書及び積算内訳についてもそれぞれ作成し、提出すること	第 2 号-2	○	○	原本+10 部
4	姫路市文化コンベンションセンター利用料金表	第 2 号-3	○	○	原本+10 部
5	姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ 21 公園自主事業に関する事業計画書	第 3 号	○	○	原本+10 部
6	誓約書	第 4 号	○	◎	原本
7	暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第 5 号	○	◎	原本
8	〇〇共同事業体の協定書	第 6 号	—	○	原本+10 部
9	委任状	第 7 号	—	◎	原本
10	申請団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料 ※定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類には、申請者の原本証明が必要。	—	○	◎	原本+10 部
11	【法人の場合】当該法人の登記事項証明書	—	○	◎	原本+10 部
	【法人以外の場合】代表者の身分証明書(本籍地の長が発行するもの)				
12	【法人の場合】当該法人の国税の納税証明書(税務署様式その 3 の 3) ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本+10 部
	【法人以外の場合】代表者の国税の納税証明書(税務署様式その 3 の 2) ※公告日以降に発行したもの				
13	【法人の場合】当該法人の直近 2 事業年度の法人税申告書の写し ・別表一関係(各事業年度の所得に係る申告書) ・別表二関係(同族会社等の判定に関する明細書) ・別表四関係(所得の金額の計算に関する明細書) ※法人税申告書の写しには、申請者の原本証明が必要。 ※2 年に満たない場合は設立時以降のものとする。	—	○	◎	原本+10 部
	【法人以外の場合】代表者の直近 2 事業年度の税務申告書の写し ・確定申告書				

	<ul style="list-style-type: none"> ・収支内訳書（白色申告の場合）又は所得税青色申告決算書（青色申告の場合） ※税務申告書の写しには、申請者の原本証明が必要。 ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。 				
14	申請団体の経営状況に関する書類（申請団体の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類） ※経営状況に関する書類には、申請者の原本証明が必要。 ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。	—	○	◎	原本+10部
15	代表者の印鑑証明書 ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本
16	市税滞納有無調査承諾書	第8号	○	◎	原本

※ その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※ 部数欄の“原本+10部”については、原本とコピー10部を提出してください。

※ JVによる応募の場合は、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

※ 申請書類の14「申請団体の経営状況に関する書類」については、指定管理者に指定された場合、指定期間中は毎年度、団体の決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を提出していただきます。

1.3 申請手続

(1) 提出先

観光経済局観光コンベンション室
 （姫路市役所本庁9階）

(2) 提出期間及び提出時間

令和7年8月27日（水）から同年9月5日（金）まで（閉庁日を除く。）
 午前9時00分から午後4時00分まで

※ 申請書類は、持参してください。

※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

1.4 現地説明会の実施

現地説明会を次の要領により開催します。参加を希望する場合は、あらかじめ申し込んでください（1団体3名まで）。

なお、当日、募集要項や仕様書等の資料は配布しませんので、必要な方はご持参ください。

(1) 開催日時

令和7年7月29日（火） 午後1時00分から3時間程度

(2) 開催場所

姫路市神屋町143-2 姫路市文化コンベンションセンター4階409会議室
(開始時間の10分前に会場にお越しください。)

(3) 申込方法

令和7年7月28日（月）までに、説明会参加申込書（様式第9号）を観光コンベンション室あて電子メールにより、申し込んでください。

15 図面等の閲覧

センターの図面等を閲覧することができます。

(1) 日時

令和7年7月30日（水）から同年9月5日（金）まで（閉庁日を除く。）
午前9時00分から午後4時00分まで

(2) 閲覧場所

姫路市観光経済局観光コンベンション室（市役所本庁9階）

16 質問書

当募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、質問書（様式第10号）に記入の上、観光コンベンション室まで電子メール（excel ファイル）で提出してください。これ以外の方法（持参、郵送、電話及びFAX等）によるものは受け付けません。

質問の受付は、令和7年7月29日（火）午前9時00分から同年8月5日（火）午後4時00分までとします。

質問への回答は、ウェブサイト

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031276.html>)にて公表します（令和7年8月14日（木）公表予定）。個別の回答は行いません。

17 申請に要する経費

申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

18 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・指定管理料の提案額が、市が設定した各年度の基準額及び累計を上回っているもの
- ・その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

19 選定

指定管理者とすべき候補者を選定するための審議及び審査は、指定管理者選定委員会（外部委員3名、内部委員2名）で行います。

審査にあたり、提出書類等について各団体の代表者又は代理の方3名以内により説明していただきます（プレゼンテーション及び質疑）。JVによる応募の場合は、JVを構成する企業1社につき2名まで参加することができます。（最大6名まで）

詳細については別途連絡します。

なお、申請者が多数の場合、又は書類審査の段階で明らかに要求要件を満たしていないと判断される場合は、選定委員会の判断により、書類審査の段階で選外とすることがあります。

20 審査の基準

指定管理者候補者選定のための審査は、条例第21条第2項各号に掲げる基準及び姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、指定管理者選定委員会が定める基準（別表2）に基づき行います。

21 選定結果の通知

選定の結果は、結果のいかんにかかわらず文書で通知します。

22 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、選定結果（申請団体名、評点結果及び指定管理料提案額等）を公表します。この場合、指定管理者候補者となった団体以外は、申請団体名と評点結果が結びつかないよう配慮します。ただし、申請団体数が2団体のみであった場合は、この限りではありません。

23 指定管理者の指定

選定した候補者については、指定管理者制度運用委員会において候補者として決定した後、議会の議決を経て、指定管理者として指定を行います。

24 協定の締結

指定管理者の業務の実施に当たって、市は、姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める事項等について指定管理者と協定を締結します。

25 指定管理者の評価

指定期間中、管理運営業務について、適正かつ確実なサービス提供が行われているか評価等を行います。また、評価結果については、市のウェブサイト等で公表します。

26 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらずお返ししません。
- (2) 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出された書類は必要に応じ複写します（使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に限ります。）。
- (4) 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書

類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

2.7 添付書類

- (1) 募集要項本体に関する資料
 - ア (別表1) 指定管理業務収支決算書
 - イ (別表2) 指定管理者選定委員会が定める基準
- (2) 条例等に関する資料
 - ア 姫路市文化コンベンションセンター条例
 - イ 姫路市文化コンベンションセンター条例施行規則
 - ウ 姫路市立公園条例
 - エ 姫路市立公園条例施行規則
 - オ 姫路市指定管理者制度導入基本方針
- (3) 業務仕様書等に関する資料
 - ア 姫路市文化コンベンションセンター指定管理者業務仕様書
 - イ キャスティ21公園指定管理者業務仕様書
 - ウ (別紙1) 姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ21公園施設概要
 - エ (別紙2) 法定資格者一覧
 - オ (別紙3) 設備点検内容
 - カ (別紙4) 清掃作業基準
 - キ (別紙5) 姫路市ウェブサイト管理運営要綱
 - ク (別紙6) 姫路市ウェブページに関するウェブアクセシビリティ対応基準書
- (4) 申請様式
 - ア (様式第1号) 指定管理者指定申請書
 - イ (様式第1号-2) 指定管理者指定申請書(共同事業体用)
 - ウ (様式第2号-1) 事業計画書
 - エ (様式第2号-2) 指定管理業務収支予算書
 - オ (様式第2号-3) 利用料金表
 - カ (様式第3号) 自主事業に関する事業計画書
 - キ (様式第4号) 誓約書
 - ク (様式第5号) 暴力団員等の排除に係る調査承諾書
 - ケ (様式第6号) 共同事業体協定書
 - コ (様式第7号) 委任状
 - サ (様式第8号) 市税滞納有無調査承諾書
 - シ (様式第9号) 説明会参加申込書
 - ス (様式第10号) 質問書

28 今後のスケジュール（予定）

時期		内容
令和7年	7月22日（火）	公告
	7月29日（火）	現地説明会
	8月5日（火）	質問受付 締切り
	8月14日（木）	質問への回答 公表
	8月27日（水）	募集 開始
	9月5日（金）	募集 締切り
	9月中旬又は下旬	プレゼンテーション
	10月中	指定管理者候補者の選定
	12月下旬（議会）	指定議案の議決
	12月下旬	指定管理者の指定
令和8年	1～3月頃	協定締結
	（協定締結後）	管理業務開始

29 問い合わせ先

姫路市観光経済局観光コンベンション室

担当者 丹波、松本

電話 079-221-2064 FAX 079-221-2101

E-mail convention@city.himeji.lg.jp